

○津山圏域資源循環施設組合財政調整基金条例

平成21年10月9日

津山圏域資源循環施設組合条例第20号

(設置の目的)

第1条 地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「法」という。）の趣旨により、年度間の財源を調整し、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、津山圏域資源循環施設組合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積立てる額は、組合会計歳入歳出予算に定めるところによる。ただし、組合会計歳入歳出決算上に剰余金が生じたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条の2の規定に基づき、その一部を翌年度の歳入に編入しないで積立てることができるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、組合会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金の全部又は一部を処分することができる場合は、施設の整備及び維持の経費の財源に充てるほか、法第4条の4の規定によるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金管理について必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。